

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

- 有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令 (同七〇) 一〇三
- 有線電気通信設備令施行規則の一部を改正する省令 (同七一) 一〇三
- 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令 (同七二) 一〇三
- 事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令 (同七三) 一〇三
- 電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令 (同七四) 一〇三
- 登録点検事業者等規則の一部を改正する省令 (同七五) 一〇三
- 総務省組織規則の一部を改正する省令 (同七六) 一〇三
- 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部を改正する省令 (同七七) 一〇三
- 電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則の一部を改正する省令 (同七八) 一〇三
- 電気通信事業紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令 (同七九) 一〇三
- 電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令 (同八〇) 一〇三
- 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同八一) 一〇三
- 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令 (同八二) 一〇三
- 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令 (同八三) 一〇三
- 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令 (同八四) 一〇三
- 中波放送に関する送信の標準方式 (同八五) 一〇三
- 超短波放送に関する送信の標準方式 (同八六) 一〇三
- 標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 (同八七) 一〇三
- 標準テレビジョン放送 (デジタル放送を除く)に関する送信の標準方式 (同八八) 一〇三
- 超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式 (同八九) 一〇三
- 超短波データ多重放送に関する送信の標準方式 (同九〇) 一〇三
- 標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式 (同九一) 一〇三
- 標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式 (同九二) 一〇三
- 標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式 (同九三) 一〇三
- 衛星一般放送に関する送信の標準方式 (同九四) 一〇三
- 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令 (同九五) 一〇三
- 放送大学学園法施行規則の一部を改正する省令 (総務・文部科学一) 一〇三
- 無線局免許手続規則第二條第六項第三号の規定により、同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用することができる装置を定める等の件を廃止する件 (総務二二三三) 一〇三
- フレーム行列の構成、フレーム制御符号の構成、音声信号の送出手順及びデータパケットの送出手順を定める等の件を廃止する件 (同二三四) 一〇三
- 走査線内信号切替方式又は走査線転移方式による映像信号のスクランブルの手順、疑似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、疑似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める等の件を廃止する件 (同二三五) 一〇三
- 伝送制御符号の構成を定める等の件を廃止する件 (同二三六) 一〇三
- 特定新規開設局の件及び特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則第六條の二第三号の総務大臣が指定する受信設備の件を廃止する件 (同二三七) 一〇三
- パイロット情報の構成を定める件を廃止する件 (同二三八) 一〇三
- 人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約款を定めた件を廃止する件 (同二三九) 一〇三
- 周波数割当計画の一部を変更する件 (同二四〇) 一〇三
- 放送用周波数使用計画の一部を変更する件 (同二四一) 一〇三
- 放送普及基本計画の一部を変更する件 (同二四二) 一〇三
- 無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる放送局を定める件の一部を改正する件 (同二四三) 一〇三
- 放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法を定める件の一部を改正する件 (同二四四) 一〇三
- 電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件 (同二四五) 一〇三

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)
○無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件(同二四六)

○無線設備規則第三十六条の三第一項の規定により郵政大臣が別に告示する場合を定める件の一部を改正する件(同二四七)

○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件(同二四八)

○無線設備規則の規定に基づき、同規則第十四条第一項の規定を適用することが困難又は不合理であるテレビジョン多重放送を行う放送局の送信設備等を定める件の一部を改正する件(同二四九)

○無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件(同二五〇)

○外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行うおととする場合の条件を定める件の一部を改正する件(同二五一)

○電波法施行規則第五十二条の二の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類等並びにその記録及び提出の方法を定める件の一部を改正する件(同二五二)
○放送法施行規則第十七条の十九第三項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件の一部を改正する件(同二五三)

○高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に関する基本的な指針の一部を変更する件(同二五四)

○電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件の一部を改正する件(同二五五)

○無線局免許手続規則第二条第五項の規定に基づき希望する周波数の一ごとくに免許の申請をすることを要しない放送局を定める件の一部を改正する件(同二五六)

○無線設備規則第三十七条の四第二項に基づき標準テレビジョン放送を行う放送局の送信設備の条件を定める件の一部を改正する件(同二五七)

○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件(同二五八)

○放送受信者等の個人情報保護に関する指針を定める件の一部を改正する件(同二五九)

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件の一部を改正する件(同二六〇)

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件(同二六一)
○放送局の事業計画のうち特に公表することが適当であるとして総務大臣が告示する事項を定めた件の一部を改正する件(同二六二)

○宇宙無線通信を行う無線局(インマルサット船舶地球局、インマルサット携帯移動地球局及び航空機地球局(一、六二六・二MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)を除く。)の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件の一部を改正する件(同二六三)

○極微小電力でテレビジョン放送を行う放送局の送信設備及びその技術的条件を定める件の一部を改正する件(同二六四)

○重要通信を行う機関を指定する件の一部を改正する件(同二六五)

○二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の一部を変更する件(同二六六)

○特定基地局の開設に関する計画の認定を定める件の一部を改正する件(同二六七)

○電波法第二十四条の八第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書を定める件(同二六八)

○無線局検査職員が携帯しなければならない証明書を定める件(同二六九)

○放送法施行規則第六十四条の申請書及び同規則第六十五条第一項の事業計画書の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を定める件(同二七〇)

○放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者(協会及び学園を除く。)の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件(同二七一)

○放送法施行規則第七十条第一項の規定に基づく登録一般放送事業者の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件(同二七二)

○放送法施行規則第二百四十四条第一項第六号の規定に基づく総務大臣が別に告示する有線一般放送を定める件(同二七三)

○電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件(同二七四)

○コミュニティ放送を行う地上基幹放送局について同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を定める件(同二七五)

○電波法施行規則第四十三条の三第一項の規定に基づく基幹放送局の事業計画の変更の届出に関する事項を定める件(同二七六)

○登録検査等事業者等規則第十五条第十一号の規定に基づき人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局であつて総務大臣が別に告示する無線局を定める件(同二七七)

○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件(同二七八)

○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件(同二七九)

三五

○総務省告示第二百七十五号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第八条第一項の規定に基づき、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局について同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日

平成二十七年十一月一日及びその後五年ごとの十一月一日とする。

○総務省告示第二百七十六号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第四十三条の三第一項の規定に基づき、基幹放送局の事業計画の変更の届出に関する事項を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行することとしたので、告示する。

なお、昭和五十一年郵政省告示第二百七十七号(放送局の事業計画の変更の届出に関する事項)は、廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣 片山 善博

届出を要する事項は、無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)第六条第一項各号、第二項各号、第三項各号、第五項各号、第六項各号又は第七項各号に掲げる事項(日本放送協会(以下「協会」という。)及び特定地上基幹放送事業者(協会及び放送大学学園(平成十四年法律第五十六号)第三条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。)を除く。以下同じ。)については、放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の審議機関に関する事項を除く。)の変更に係る事項とし、届出は、次の表の上欄の区分に従い、同表の下欄に掲げる提出書類に、その写し一通を添えて遅滞なく提出して行うものとする。

区 分	提 出 書 類
一 経営形態及び資本又は出資の額	変更後の定款又は寄附行為
二 主たる出資者及びその議決権の数	一 無線局免許手続規則第四条第二項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの
三 役員に関する事項	二 役員に関する事項に変更があった場合には、新たに選任された役員等の履歴書を添えること。
四 基幹放送の業務又は放送法第十八条第一項に規定する放送局設備供給業務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要	
五 十分の一を超える議決権を有する者に関する事項	
六 十分の一を超える議決権を有する他の基幹放送事業者(協会及び学園を除く。)に関する事項	
七 週間放送番組の編集に関する事項	四月及び十月の週間放送番組表
八 放送番組の編集に関する基本計画	変更事項について新旧を対比したもの
九 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項	
十 その他の事項	

○総務省告示第二百七十七号

登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第十五条第十一号の規定に基づき、人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要なものとして総務大臣が別に告示する無線局を次のように定め、平成二十三年六月三十日から適用する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣 片山 善博

無線局の目的が次のいずれかに該当する無線局
一 航空保安用
二 放送事業用(固定局に係るものに限る。)
三 飛行援助用

○総務省告示第二百七十八号

登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を次のように定め、平成二十三年六月三十日から適用する。

平成二十三年六月二十九日

第1 無線局(船舶用及び船舶地球局を除く。)の検査実施要綱

1 無線従事者の資格及び員数

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 選任されている無線従事者の資格及び員数	選任されている無線従事者の免状によりその資格及び員数を確認する。	資格及び員数が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
2 選任されている無線従事者の事実上の職務の実施状況	選任されている無線従事者が、当該無線局に従事しているかどうかについて、無線業務でできる書類その他の定書の事実が確認できる書類により確認する。	従事の実績がないと確認できるときは、「不可」とする。
3 主任無線従事者を選任している場合、主任無線従事者の職務の実施状況	1 選任されている主任無線従事者が、施行規則第34条の5に規定する職務の実施しているかどうかについて、次の書類により確認する。 (1) 無線設備の操作を行う者に對する訓練計画及び訓練の実施の事実が確認できる書類 (2) その他職務の実施の事実が確認できる書類	合理的な理由がないにもかかわらず施行規則第34条の5に規定する職務のいずれかを実施していないと確認できるときは、「不可」とする。

2 法第60条の時計及び備付書類等

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 時計	備付けの有無を調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
2 備付書類	備付けの有無等を調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
(1) 免許状		

総務大臣 片山 善博